

令和8年度 第1回 石岡市地域公共交通運賃協議会 次第

日 時 令和8年9月29日(火) 午後3時

場 所 石岡市消防本部 3階会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱の改正について
- (2) 石岡市乗合いタクシー土日実証実験の運賃について

3 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1-1 石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱 改正案
- ・ 資料1-2 石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱 新旧対照表
- ・ 資料2 石岡市乗合いタクシー土日実証実験の運賃について

令和 8 年度 石岡市地域公共交通運賃協議会委員名簿

NO	区 分	委員氏名	備 考	出欠
1	石岡市副市長			
2	石岡市職員（都市建設部長）	浅田 禎智	会長（職務代理）	○
3	一般乗合旅客自動車運送事業者 （運賃を設定する事業者 1 名）	小松崎 勝夫	（有）ムツミ観光 自動車	○
4	関東運輸局茨城運輸支局長	田中 幸久	（代理）首席運輸企画 専門官（輸送） 柿本 憲治	○
5	市長が指名する住民代表	大久保 文明	石岡市 PTA 連絡協 議会	×

石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 石岡市地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 一般乗合旅客自動車運送の運賃等に関する事項
- （2） 運賃協議会の運営方法その他運賃協議会が必要と認める事項

2 前項に掲げる事項のうち、次に掲げる軽微な事案については運賃協議会を開催しないものとする。

- （1） 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）において、運賃額に変更がないとき
- （2） 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施するとき
- （3） 工事等により一時的な迂回が生じる場合において路線等を変更するとき
- （4） 新たな決済手段を追加するとき

（運賃協議会の構成員）

第3条 運賃協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 石岡市副市長
- （2） 石岡市職員
- （3） 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （4） 関東運輸局茨城運輸支局長
- （5） 市長が関係住民の意見を代表する者として指名するもの

（運賃協議会の運営）

第4条 運賃協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、石岡市都市建設部長がその職務を代理する。
- 4 運賃協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 運賃協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 7 運賃協議会の庶務は、石岡市都市建設部都市計画課において処理する。

（守秘義務）

第5条 運賃協議会の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（軽微な事項に関する取扱い）

第 6 条 運賃協議会において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第 7 条 運賃協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 5 日から施工する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 日から施工する。

石岡市地域公共交通運賃協議会要綱の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後	備考
第 1 条から第 3 条 略	第 1 条から第 3 条 略	
第 4 条 運賃協議会に会長を置く。	第 4 条 運賃協議会に会長を置き、 <u>委員の互選によりこれを定める。</u>	
2 略	2 略	
3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。	3 会長に事故がある場合には、 <u>石岡市都市建設部長</u> がその職務を代理する。	
4 から 8 略	4 から 8 略	

石岡市乗合いタクシー土日実証実験の運賃について

○ 石岡市乗合いタクシー運行事業の概要

(1) 事業の目的

市内の交通不便地域の解消並びに移動制約者の移動手段の確保を図ることを目的に本事業を実施する。

(2) 事業主体

石岡市社会福祉協議会

(3) 運行事業者

京成タクシー茨城株式会社
有限会社ムツミ観光自動車

(4) 運行車両

(平日)

10 人乗りワンボックス車両 5 台

14 人乗りワンボックス車両 2 台

(土日)

14 人乗りワンボックス車両 2 台

(5) 利用者

石岡市に住所を持つ方

(6) 運行形式

区域運行 (AI デマンド型運行)

決まった時刻表やルートがなく、AI を活用して、利用者の需要に合わせて、リアルタイムで効率的なルートや配車時間を設定しています。



○ 土日実証実験の運賃設定の内容

(1) 運賃案

区分	石岡地区または八郷地区内 でのご利用	石岡地区と八郷地区の行き 来でのご利用
大人 (中学生以上)	300 円	500 円
「小学生」・「障害者手帳等 所持者及びその介助者」	100 円	200 円
未就学児 (保護者の同乗が 必須)	無料	無料



平日と同様の運賃設定とします。

(2) 運賃の適用時期

令和8年11月1日(日)から

(3) 運賃設定の考え方

平日と同様の運賃とすることで、既存の運行との整合性が取れ、同一の条件での運行データの比較が可能となる。

(参考1) 乗合いタクシー運行事業の収支状況 (R5～R7)

項目	R5	R6	R7
運行経費(千円)	71,292	78,915	81,117
運賃収入(千円)	7,238	8,398	8,486
市補助金(千円)	64,054	70,517	72,631

(参考2) 利用者一人あたりの市負担額 (R7)

項目	金額(千円)	備考
運行経費・・・①	81,117	
運賃収入・・・②	8,486	
市補助金・・・③	72,631	一人あたりの市負担額: 約2,087円 (③÷利用者数34,795人)

○ 事前の意見聴取について

運賃の協議に際しては、道路運送法第9条第5項「前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されているため、以下の内容で意見を聴取しました。

(1) 意見聴取内容

石岡市乗合いタクシー土日実証実験の運賃について

(2) 意見聴取方法

市ホームページにおけるパブリックコメント募集

(3) 募集期間

令和8年8月24日(月)から
令和8年9月14日(月)まで

(4) 意見提出件数

0件

石岡市乗合いタクシー土日実証運行の運賃に対するパブリックコメント募集のお知らせ

市内の交通不便地域の解消並びに移動制約者の移動手段の確保を図ることを目的に運行している石岡市乗合いタクシーについては現在平日のみの運行となっております。
この度、土日運行のコースの把握および運行データを収集するため、期間限定で実証運行を行います。
つきましては実証運行の運賃について、市民、利用者の皆様からの御意見を募集します。

実証運行の期間

令和8年11月1日(日)～令和9年3月28日(日)までの土日

実証運行の概要

石岡市乗合いタクシー土日実証運行の運賃について をご覧ください。

御意見募集の期間

令和8年8月〇日(〇)～令和8年9月〇日(〇)まで

提出資格

1. 市内に住所を有する人

御意見の提出方法

意見を提出される方は、任意の様式に住所、氏名、電話番号、御意見等を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。

1. 郵 送 石岡市都市計画課(石岡市役所 2階)
〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市都市計画課 あて
2. ファクシミリ 0299-22-6070
3. フォン 0299-22-6070
4. 電子メール toshiki@city.shioka.lg.jp

結果の公表

提出いただいた御意見につきましては、後日、御意見に対する市の考えをホームページで公表させていただきます。住所、氏名等の個人情報は公表しません。

【参考】市ホームページ掲載状況